

## ●『臨時福祉給付金（経済対策分）』とは…

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として、給付するもの。

この給付金は、平成26年度、平成27年度、平成28年度とそれぞれ実施してきたものでありますが、消費税率引上げ（8%→10%）が2年半延期されたことを踏まえ、経済対策の一環として、社会全体の所得の底上げに寄与するため平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給するものです。

## ●支給対象者

**支給対象者は、平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者です。なお、平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者は平成28年1月1日時点において榛東村に住民登録されている方で、平成28年度分の住民税（均等割）が課税されていない方です。**

ただし、以下の方は対象外となります。

- ◆平成28年度の住民税（均等割）が課税されている方に扶養されている場合
- ◆生活保護制度の対象となっている被保護者の場合
- ◆中国残留邦人等に対する支援給付の受給者である場合
- ◆国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援助費の受給者である場合
- ◆ハンセン病療養所非入所者給与金（加算援護分）の受給者である場合

※臨時福祉給付金は、平成28年1月1日時点にお住まいの市区町村での支給となり、申請期間などは市区町村によって異なります。平成28年1月2日以降に榛東村へ転入された方は、1月1日現在で住民登録されていた市区町村へお問い合わせください。

※各市区町村の申請時期等につきましては、厚生労働省で設けている特設サイト（<http://www.2kyufu.jp>）などで確認できます。

## ●支給額

対象者1人につき15,000円

## ●申請手続き

支給対象と思われる方へ、3月下旬に「臨時福祉給付金に関する重要なお知らせ」を送付します。その中に臨時福祉給付金（経済対策分）の申請書を同封いたします。

内容を確認していただき、対象である場合は、必要事項を記入し、本人確認書類などの添付書類を確認のうえ、同封されている返信用封筒にて返送してください。

### 1 申請方法：郵送申請

「臨時福祉給付金に関する重要なお知らせ」に同封された返信用封筒を使用してください（6月30日消印有効）。役場へ直接申請する場合は、住民生活課（1階窓口）へ、平日の開庁時間帯（午前8時30分～午後5時15分）にお出かけください。

### 2 申請期間：平成29年3月30日（木）～平成29年6月30日（金）



## ●提出書類

### 1 申請書【臨時福祉給付金（経済対策分）】

## 2 添付書類

### ①本人確認書類

- ◆運転免許証、健康保険証、各種年金手帳、介護保険被保険者証、旅券等のいずれかの写し。
  - ◆外国籍の人は、在留カード、特別永住者証明書等のいずれかの写し。
- ※代理申請・受給を希望される場合は、代理人の本人確認書類も必要です。

### ②指定した口座が確認できる書類 (前回の臨時福祉給付金と同じ口座振込先を選択した場合は省略することができます)

- ◆金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカード等の写し。
- ◆扶養者の非課税証明書
  - ・扶養者の住民票所在地が別の市区町村にある方:扶養者の非課税証明書

### ③障害・遺族基礎年金受給者向け給付金を申請する場合

- ◆年金証書、年金額改定通知書の写し。

## ○支給方法

支給が決まりましたら、申請書に記載された金融機関の振込先口座へ給付金を振り込むと共に、支給決定通知書を申請者へ送付します。

- ◆申請書提出月と支給予定月は次のとおりです。

申請書提出月	平成29年4月	平成29年5月	平成29年6月
支給予定月	平成29年5月下旬	平成29年6月下旬	平成29年7月下旬

## ○その他

**お問い合わせ先** ▶国ホームページ <http://www.2kyufu.jp> ※検索→「厚生労働省 確認じゃ！」

▶国特設コールセンター 電話…0570-037-192

受付時間…9時から18時まで(平日のみ)

▶榛東村役場窓口 1階窓口 住民生活課

電話0279-54-2211(臨時福祉給付金係:内線183、134)

受付時間…午前8時30分~午後5時15分(平日のみ)



**「臨時福祉給付金」の**

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**